

振動関連法令に係る特定施設一覧表

特定施設名	振動規制法		京都府環境を守り育てる条例(振動)		
	届出要否	条件等	届出要否	条件等	
金属加工機械	圧延機械		○		
	液圧プレス	○	矯正プレスを除く	○	
	機械プレス	○			
	せん断機	○	1kw以上	○	
	鍛造機	○			
	ワイヤーフォーミングマシン	○	37.5kw以上		
	ベンディングマシン			○	ロール式で3.75kw以上
圧縮機	圧縮機(冷凍機用を除く)	○	7.5kw以上		
	冷凍機(エアコン、冷蔵庫等)			○	原動機出力合計7.5kw以上
粉砕機	土石用又は鉱物用の破砕機、 磨砕機、ふるい及び分級機	○	7.5kw以上	○	
	その他の用に供する粉砕機			○	
繊維機械	織機	○	原動機を用いるもの		
建設用資材 製造機械	コンクリートブロックマシン	○	原動機出力合計2.95kw以上		
	コンクリート管製造機械	○	原動機出力合計10kw以上		
	コンクリート柱製造機械	○	原動機出力合計10kw以上		
	パッチャープラント			○	
木材加工機械	ドラムバーカー	○			
	チッパー	○	2.2kw以上		
印刷機械	印刷機械	○	2.2kw以上		
合成樹脂加工機械	ゴム練用又は合成樹脂練用の ロール機	○	カレンダーロール機以外で30kw 以上		
	合成樹脂用射出成形機	○			
鋳造型機	鋳造型機	○	ジョルト式のもの		
その他	遠心分離機			○	直径1.2m以上
	ニューマチックハンマー			○	
	コルゲートマシン			○	
	原石切断機			○	7.5kw以上

振動に係る規制基準(dB)

区域の区分	第一種区域	第二種区域
	第1種低層住居専用 第2種低層住居専用 第1種中高層住居専用 第2種中高層住居専用 第1種住居 第2種住居 準住居	
時間の区分		
昼間 8:00~19:00	60	65
夜間 19:00~8:00	55	60

問合せ先

宇治市人権環境部環境企画課
tel 0774-22-3141
(内線2253・2254)
FAX 0774-21-0423

※学校、保育所、病院、図書館、特別養護老人ホーム、幼保連携型認定こども園等の敷地の周囲50mの区域内は、当該各欄に定める規制基準値から5dB減じた値とする。(第一種区域は夜間を除く)

法令に関する届出等について(各対象法令ごとに2部ずつ提出)

	振動規制法	京都府環境を守り育てる条例(振動)
新設	「特定施設設置届」 工事開始の日の30日前までに届出ること	「特定施設設置届」 工事開始の日の30日前までに届出ること
既設	「特定施設使用届」 特定施設となった日から30日以内に届出ること	「特定施設使用届」 特定施設となった日から30日以内に届出ること
変更	「特定施設の種別及び能力ごとの数変更届」 「特定施設の使用の方法変更届」「振動の防止の方法変更届」 工事開始の日の30日前までに届出ること	「特定施設の種別及び能力ごとの数変更届」 工事開始の日の30日前までに届出ること 「新たに追加された特定施設の届出書」 特定施設となった日から30日以内に届出ること
廃止	「特定施設使用全廃届」 廃止後30日以内に届出ること	「特定施設使用全廃届」 廃止後30日以内に届出ること
氏名等変更	「氏名等変更届」 変更後30日以内に届出ること	「氏名等変更届」 変更後30日以内に届出ること
承継	「承継届」 承継後30日以内に届出ること	「承継届」 承継後30日以内に届出ること
改善措置		「改善措置届」 改善後10日以内に届出ること

※新設、既設、変更、承継及び改善措置については、①「別紙」、②「付近見取図」、③「特定施設配置図」を添付すること